

## 令和5年度福井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

福井市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

### 1 調達方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、福井市の市長部局、消防局、企業局、議会事務局、教育委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局および農業委員会事務局とする。

### 2 物品等の調達目標

福井市が障がい者就労施設等から調達する物品及び役務の目標は次のとおりとする。

目標額：前年度の実績を超える金額

- ・物品（食品類、衣料品、木製品等）
- ・役務（印刷、除草、清掃等）

### 3 調達の推進方法

- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。
- ・障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- ・障がい福祉サービス事業所への発注に際して、共同受注窓口<sup>※</sup>を極力活用するものとする。
- ・障がい者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障がい者就労施設等に随時情報を提供する。

### 4 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に市のホームページ等を通じて公表する。

### 5 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福井市福祉部障がい福祉課とする。

※ 共同受注窓口は、受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行っているため、一施設では請け負うことのできない大口の仕事を共同受注し、受注の機会を広げる機能を持つ。

<障がい福祉サービス事業所の共同受注窓口>

社会福祉法人福井県セルフ

福井市学園3丁目7-5

電話：0776-29-2234